

第三者審査報告書

「2009 富士通グループ 社会・環境報告書」は、第三者機関「株式会社新日本サステナビリティ研究所」による審査を受け、審査報告書を掲載しています。

また、本報告書は、掲載情報の信頼性に関して、有限責任中間法人サステナビリティ情報審査協会の定めるサステナビリティ報告審査・登録マーク付与基準を満たしていることを示す、「サステナビリティ報告審査・登録マーク」が付与されています。



独立した第三者による保証報告書

2009年6月19日

富士通株式会社

代表取締役社長 野副 州旦 殿

株式会社 新日本サステナビリティ研究所

代表取締役

伊心 昭弘



1. 保証業務の対象及び目的

当研究所は、富士通株式会社(以下、「会社」という)の委嘱に基づき、2008年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)の会社が作成した「2009富士通グループ社会・環境報告書」(以下、「社会・環境報告書」という)に記載されている会社及び主要子会社の環境会計情報及び「サステナビリティ報告審査・登録マーク付与基準」(有限責任中間法人サステナビリティ情報審査協会 平成21年4月)に規定する重要なサステナビリティ情報(以下、「サステナビリティ・パフォーマンス指標」という)に関し、社会・環境報告書の作成基準*1に従って正確に測定、算出され、かつ、重要な事項が漏れなく開示されているかどうかについて、保証業務を実施した。社会・環境報告書の作成責任は会社の経営者にあり、当研究所の責任は独立の立場からサステナビリティ・パフォーマンス指標に対する結論を表明することにある。

*1 社会・環境報告書の作成基準は、「環境報告ガイドライン2007年版」(環境省 平成19年6月)及び「サステナビリティ・レポート・ガイドラインVer.3.0」(Global Reporting Initiative 2006年10月)を基にし、開示の対象となる重要な情報の特定については「サステナビリティ報告審査・登録マーク付与基準」に従っている。

2. 実施した保証業務手続の概要

当研究所は、「国際保証業務基準3000(改訂)～過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」(国際会計士連盟 2003年12月)、及び「サステナビリティ情報審査実務指針」(有限責任中間法人サステナビリティ情報審査協会 平成20年2月)に準拠し、限定された手続*2を実施した。したがって、当研究所の実施した業務は、合理的保証業務に比較してより限定的な保証を与えるものである。

*2 定量的なサステナビリティ情報については、主として、情報の収集過程、集計方法の把握・評価、分析的手続の実施、試査による証拠資料との突合・照合、再計算等を実施した。また、定性的なサステナビリティ情報については、主として、質問、関連する記録の閲覧等を実施した。

3. 結論

当研究所が実施した保証業務において、上記のサステナビリティ・パフォーマンス指標について社会・環境報告書の作成基準に従って正確に測定、算出されていない、または「サステナビリティ報告審査・登録マーク付与基準」に従って重要な事項が開示されていない、と信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

4. 独立性

当研究所は、新日本有限責任監査法人の子会社として、公認会計士法、日本公認会計士協会「倫理規則」を遵守しており、会社と当研究所の間には、記載すべき利害関係はない。

以 上